

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○当システムにアクセスする際は、予め利用者を登録して個人毎のID、パスワードによる利用者の制限、IPアドレスによる利用可能端末の制限を行っている。
○アクセスや操作の状況は、当システムで記録を行っている。

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和5年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】・生活保護の実施・生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>※医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>※福島県が委託元となる事務</p>
③システムの名称	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 項番101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 五
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠 番号法第9条 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会者の項番(26)、(121)、第19条第9号</p> <p>2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の情報提供者の項番 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)</p> <p>3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>福島県総務部文書法務課 住所：福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7083</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>福島県保健福祉部社会福祉課 住所：福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7323</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月15日	I 関連情報—5 評価実施期間における担当部署—2 所属長名	社会福祉課長 三津間 和実	社会福祉課長 大野 俊英	事後	
平成29年12月15日	II しいき権利申請項目—1. 対象人数—1つの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年12月15日	II しいき権利申請項目—2. 取扱者数—1つの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報—5 評価実施期間における担当部署—2 所属長の役職名	社会福祉課長 大野 俊英	社会福祉課長	事後	
令和1年5月1日	II しいき権利申請項目—1. 対象人数—1つの時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しいき権利申請項目—2. 取扱者数—1つの時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IV リスク対策	(項目なし)	(新項目)	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、被扶養自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用し実施する事務の具体的な内容】生活保護の申請及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る審査・生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止、被扶養自立給付金の申請の受理、その申請に係る審査についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、被扶養自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用し実施する事務の具体的な内容】生活保護の申請及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る審査・生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止、被扶養自立給付金の申請の受理、その申請に係る審査についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収	事前	
令和2年12月15日	I 関連情報 1 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,28,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	事前	
令和2年12月15日	II しいき権利申請項目—1. 対象人数—1つの時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	
令和2年12月15日	II しいき権利申請項目—2. 取扱者数—1つの時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年5月1日	事前	
令和2年4月15日	I 関連情報 1 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	事前	
令和2年11月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項書15 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	・番号法第9条第1項 別表第一 項書15 項書101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	事前	
令和2年11月1日	I 関連情報 1 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	事前	
令和2年4月15日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	生活保護電話システム、統合案内システム、中間サーバー	生活保護電話システム、統合案内システム、中間サーバー、しんがびシステム、統合専用端末、医療保護者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年4月15日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項書15 項書101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条	・番号法第9条第1項 別表第一 項書15 項書101 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第15条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 五	事前	
令和2年4月15日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26)、(121) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120)	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会者の項書(26)、(121)、第19条第9号 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の情報提供者の項書 (9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120) 3 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第二 四	事前	
令和2年11月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、被扶養自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用し実施する事務の具体的な内容】生活保護の申請及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る審査・生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止、被扶養自立給付金の申請の受理、その申請に係る審査についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電話システムから医療保護者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保護者等向け中間サーバー等における資格管理の管理、医療保護者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保護者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	【概要】生活保護法による保護の決定及び実施、被扶養自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務【特定個人情報ファイルを使用し実施する事務の具体的な内容】生活保護の申請及びその申請に対する応答・生活保護の申請に係る審査・生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止、被扶養自立給付金の申請の受理、その申請に係る審査についての審査及びその申請に対する応答・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収、生活保護電話システムから医療保護者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※医療保護者等向け中間サーバー等における資格管理の管理、医療保護者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保護者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※福島県が委託元となる事務	事前	